

新型コロナウイルス感染症の影響をふまえた公認心理師養成実習に関する資料 2020年4月6日版

この資料は、公認心理師養成機関が、新型コロナウイルス感染症に対して、実習をどのように運用し工夫していけばよいか検討する上で、参考になると思われる国の通知や提示資料をピックアップし、資料としてまとめている。あくまで1つの参考資料として取り扱っていただき、正式な方針については、各大学の責任において取りまとめられるようお願いしたい。

また、この資料は今後の状況や国の通知等により改訂していく予定である。版をご確認いただき、常に最新の資料を参照していただければ幸いである。

1. はじめに
2. 新型コロナウイルス感染症に対する実習の基本的な考え方
3. 実習施設との連携
4. 大学教育と実習
5. 養成に関する配慮

別紙資料：新型コロナウイルス感染症に対する実習生自身の健康と感染リスクの軽減について

1. はじめに

この資料は、公認心理師養成機関が、新型コロナウイルス感染症に対して、どのように公認心理師実習を行っていけばよいか、その方針を各大学が定めるために参考となる資料やそこから導かれる考え方を例示したものである。公認心理師の実習に関しては、具体的な体験や支援活動を通して、実際に実践現場で要支援者に適切に対応することができるようになるという考えをもとに、到達目標に届くためには、医療分野での実習や担当ケースによる学びが必須であるとしている。これらの考え方を前提に、各大学が地域の実情に応じて、また学内の方針に従い大学独自の基準に従い、実施するものである。

それらの各大学の判断のための参考資料および、資料に基づいた考え方を本連盟で整理し公開することは意義あることと考える。本文書資料を参考に、各大学において、柔軟かつ現実的な実習に関する方針を策定し、公認心理師養成への支障が最小限となるよう展開していただければ幸いである。

この資料については、文部科学省及び厚生労働省の令和2年2月28日付事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」1) および、文部科学省の令和2年3月24日付通知「令和2年度における大学等の授業の開始等について」2)、文部科学省が令和2年4月1日に改訂した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」3)、新型コロナウイルス感染症対策本部が令和2年3月28日に発表した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」4)等を参考に作成している。今後の状況の変化によって内容が大きく変わる可能性があることをご了承いただきたい。

文 献

- 1) 文部科学省・厚生労働省 (2020).
<https://www.mhlw.go.jp/content/000603666.pdf>
- 2) 文部科学省 (2020).
https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf
- 3) 文部科学省 (2020).
https://www.mext.go.jp/content/20200401-mxt_kouhou02-000004520_03.pdf
- 4) 新型コロナウイルス感染症対策本部 (2020).
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000614803.pdf>

2. 新型コロナウイルス感染症に対する実習の基本的な考え方

実習における基本的な考え方として、まず実習生自身の健康と感染リスクの軽減を図ること、次に、実習施設の安全及び要支援者並びにスタッフ関係者の健康と感染リスクの軽減を図ること、第3に、大学環境の安全、および教職員の健康と感染リスクの軽減を図ること、そして第4に、上記を通して、社会全体の安全と感染リスクの軽減を図ること、そして第5として、実習生に感染者が発生した場合は、実習生の適切な治療を最優先するとともに、周囲の関係者への迅速な連絡及び教育環境への適切な措置や対応が求められる。その際には当該実習生への教育上の配慮を含めた人権の保護に留意する必要がある。

そして、これらを総合的に判断し、実習生の養成に関して支障が最低限となるような配慮と

柔軟な運用を図ることが求められる。加えて、これらの考え方と対応方針について、実習生及び関係者に丁寧な説明を行うことが重要となる。それらを実習に関する基本的な考え方を表 1 にまとめた。なお、実習生自身の健康と感染リスクの軽減については、別紙資料を参照することができる。

表 1 実習に関する基本的な考え方

-
- ① 実習生自身の健康と感染リスクの軽減を図る
 - ② 実習施設の安全及び要支援者並びにスタッフ関係者の健康と感染リスクの軽減を図る
 - ③ 大学環境の安全、および教職員の健康と感染リスクの軽減を図る
 - ④ 社会全体の安全と感染リスクの軽減を図る
 - ⑤ 感染者が発生した場合は人権を尊重した適切な対応を行う
 - ⑥ 実習生の養成に関して支障が最小限となるような配慮と柔軟な運用を図る
 - ⑦ 上記について、実習生及び関係者に丁寧な説明を行う
-

3. 実習施設との連携

実習施設は、それぞれ感染症対策の基準（組織としての考え方）を有している。それらの対策基準（考え方）によって、実習内容が制限されたり、実習生の行動が制限されたり、実習の延期や中止の判断がなされることがある。これらの判断や情報は、実習施設の実習指導者を通じて、養成校の実習科目担当教員に伝えられることになる。その実習施設の方針に基づき、養成校は実習内容を組み替えることとなる。

養成校は普段から感染症予防に対して、実習生に十分な指導を行っていることを、実習施設にあらかじめ情報提供しておくことが好ましい。実習生の抗体価検査やワクチン接種の履歴などを、実習施設にあらかじめ提供することが求められる場合があるので、これらの検査等の対応も含め、どのような感染症予防の指導を大学が行っているか文書にして実習施設に示すことで、養成校及び実習生の感染リスクに関する考え方が、実習施設内の安心感を醸成することにもつながることに期待したい。

また実地での実習が行うことが難しいとしても、実際の臨床実践の現場になるべく近い形での体験を、養成段階の学生や大学院生が体験できることは意義あることと考える。ネットを利用した臨床実践の場の紹介など、柔軟な実習のあり方について検討を行うことも、状況によっては時限的な措置として必要となるかもしれない。なお、文献 1)の「2.受験資格の取扱い」の(3)において、「教育内容の縮減を認めるものではない」とされており、実習の持つ教育内容（達成目標）の質の維持には十分に留意する必要がある。

4. 大学教育と実習

文部科学省の令和 2 年 3 月 24 日付通知「令和 2 年度における大学等の授業の開始等について」2)、及び文部科学省が令和 2 年 3 月 24 日発表の「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」3)をふまえ、大学教育においてさまざまな配慮を行う必要がある。以下は、上記の通知とガイドラインからの抜粋である。

○ 大学等における感染拡大の防止について [通知 2) より]

1) 大学等では、日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人が密集、近距離での会話や発話）が重なることを徹底的に回避する対策が不可欠であること。大学等における授業等の開始に当たっては、万全の感染症対策を講じ、衛生環境の整備に特に御留意いただいた上で、その準備を進めていただきたいこと。また、入学式等の年度初頭の行事の実施に際しては、地域の実態を踏まえ、上記の3つの条件が重なることのないよう、それぞれの学校行事の態様の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を適切に行うこと。

なお、地域における感染症の発生状況や学生の状況等を踏まえ、当初の予定通りに授業等を開始することが困難である場合には、設置者の判断で授業等の開始時期の延期等を行うことを妨げるものではないが、その検討を行う場合は、多様なメディアを高度に利用して行う授業（以下「遠隔授業」という。）の活用などによる機会の確保に留意すること。

○ 遠隔授業の活用について [通知 2) より]

今後、学生の学修機会を確保するとともに、感染リスクを低減する観点から、いわゆる面接授業に代えて、遠隔授業を行うことが考えられること。その際、平成13年文部科学省告示第51号（大学設置基準第25条の規定に基づき、大学が履修させることができる授業について定める件）等に従い行う必要があるところ、同告示第2号等の規定に基づき、テレビ会議システム等を利用した同時双方向型の遠隔授業や、オンライン教材を用いたオンデマンド型の遠隔授業を自宅等にいる学生に対して行うことは可能であり、例えば以下の方法によることが考えられること。

・ テレビ会議システムを用いた遠隔授業の例

テレビ会議システムを利用して講義をリアルタイム配信し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し受講。テレビ会議システムによって、教員と学生が、互いに映像・音声等による質疑応答や意見交換を行う。

・ オンライン教材（MOOC等）を用いた遠隔授業の例

スライド資料や講義形式の動画等を教材として e-learning システム等を準備し、学生は教室以外の場所（自宅を含む。）において、PCや携帯電話からインターネットに接続し、随時又は期限が設定されている場合は当該期限内に受講。学生からの課題提出や質問の受付及び回答、学生間の意見交換等についても、インターネット等を通じて行う。質問の受付及び回答については、よくある質問とそれに対する答えについてあらかじめ提示しておく、それ以外の質問について担当教員又は指導補助者が回答するといった手法も考えられる。なお、聴講の前後において、授業担当教員による説明等の指導を行う必要があるが、こうした遠隔授業の一部として、MOOC等の教育コンテンツを活用することも考えられる。

○ 家庭学習について [ガイドライン 3) より]

臨時休業期間中に児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、家庭学習を課す等の必要な措置を講じるなど配慮すること。特に、臨時休業が長期にわたり、令和2年度の教育課程の実施に支障が生じる場合には、主たる教材である教科書に基づく家庭学習を臨時休業期間中に課すよう、工夫が求め

られること。その際、児童生徒の家庭学習が円滑に進むよう、学校及び児童生徒の実態等を踏まえて、教科書と併用できる適切な教材を提供いただくことが重要であること。文部科学省においても、児童生徒の円滑な家庭学習を支援する教材等を「子供の学び応援サイト」に随時掲載しており、家庭学習を課す際に本サイトを活用いただくことも考えられること。

(児童生徒を大学生等に読み替え、学習への配慮を検討する必要がある)

(以上、抜粋)

また学校の休業については、文部科学省通知 2)に、「学生又は教職員の感染が判明した場合には、都道府県等の衛生主管部局と当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否等を確認しつつ、これらの点を総合的に考慮し、臨時休業の必要性について都道府県等の衛生主管部局と十分相談の上、実施の有無、規模及び期間について判断すること」となっている。

5. 養成に関する配慮

文部科学省及び厚生労働省事務連絡 1)には、以下のような記載がある。

「学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の対応等により、実習中止、休講等の影響を受けた学生等と影響を受けていない学生等の間に、修学の差が生じることがないように配慮するとともに学生等に対して十分な説明を行うこと。」

「学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により、教員の不足や施設・設備が確保できない等、十分な教育体制を整えることが困難な場合が生じることが想定される。こうした学校養成所等においては、できる限り速やかに十分な教育体制を整備することが望ましいが、当面の間は、非常勤教員の確保や教室の転用・兼用等により、必要最低限の教育体制を整えることとして差し支えないこと。」

「学校養成所等にあつては、新型コロナウイルス感染症の影響により実習施設の受け入れの中止等により、実習施設の変更が必要となることが想定される。実習施設を変更する際には、あらかじめ当該変更に係る承認を受けることとされているが、今般の新型コロナウイルス感染症を受け迅速な対応が必要であることに鑑み、承認申請に係る時期については弾力的に取り扱って差し支えないこと。実習施設の変更を検討したにもかかわらず、実習施設の確保が困難である場合には、年度をまたいで実習を行って差し支えないこと。なお、これらの方法によってもなお実習施設等の代替が困難である場合、実状を踏まえ実習に代えて演習又は学内実習等を実施することにより、必要な知識及び技能を修得することとして差し支えないこと。」

これらの考え方を考慮しながら、実習に関する配慮を行う必要がある。特に、感染症の影響から、学外の実地実習の時間が大幅に減った場合に、どのような補完的な教育を行い、所定の実習時間数を確保し、到達目標に届くようにするかが重要となる。表 2 に示すような工夫を行うことで、実習時間を確保し、実習の到達目標に届くような実習教育を養成校は検討することになるだろうか。

なお、これらの工夫を行う際には、本来の実習と共通した内容やねらい、到達目標を十分に

念頭に置いた上で、その質を保った形の工夫を行うべきである。なるべく本来の実習の姿に近いものを行う必要があり、安易に実施しやすい実習を早い段階から設定することがないようにしたい。

ただし、率直に述べるならば、表2で示した工夫のみでは、公認心理師養成に関する実習の到達課題を達成するのは難しい状況も出てくることが予想される。各養成校において、工夫した実習授業の実施実例について、ぜひとも本連盟に情報提供をいただければ幸いである。また、本連盟としても、各養成校での工夫の情報を文部科学省、厚生労働省の担当部局とも共有しながら、今回の危機的な状況における公認心理師養成がよい方向で進むための検討を継続していければと考える。

表2 実習における工夫

-
- ① すでに実施した実習ノートを活用した事後学習をさらに深める授業の実施
 - ② すでに実施した実習の担当ケースに関する事例検討会
 - ③ 到達目標達成のためのレポート課題の提示とそのレポート評価のフィードバック
 - ④ テレビ会議システム（Zoom等）を利用した遠隔授業による事前学習・事後学習
 - ⑤ 見学実習に関して、実習施設の感染リスクのない形での施設見学（建物の外部からの施設見学と会議室でのスタッフからのレクチャー〔ネットによる遠隔授業も併用〕）
 - ⑥ スライド資料や授業動画資料も用いた e-learning 視聴による遠隔授業
 - ⑦ これから実習が始まる実習生に関しては、実習時間の不足が予想されるため、早めの事前学習、遠隔授業など開始
-

文化庁は、「臨時休校等に伴う著作権等管理事業者等への配慮願い」を同庁HPサイト「新型コロナウイルス感染症対策に伴う学校教育におけるICTを活用した著作物の円滑な利用について」に掲載している。

<https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/92080101.html>

このような対応が、全省庁を挙げて行われているところであろう。これらの国による配慮養成や施策も把握しながら、公認心理師養成のためにあらゆる工夫を行うことが重要となろう。

また、教育実習については、令和2年4月1日に、文部科学省が「令和2年度における教育実習の実施に当たっての留意事項」の事務連絡を発出した。今後の資格に関する実習のあり方を検討する上で参考にしたい。

https://www.mext.go.jp/content/202000403-mxt_kyoikujinzai02-000004520-2.pdf

以上

新型コロナウイルス感染症に対する実習生自身の健康と感染リスクの軽減について 2020年4月6日版

1. 実習生本人の健康管理や行動上の管理に関する指導

実習生への健康管理や行動の管理に関する指導は、短期的には、今回の感染症に罹患しないように、かつ感染してもできる限り適切な体調管理を行い、周囲への影響を最小限のものとするために行うものであるが、長期的には、このような感染症や健康上の危機に遭遇することが長い職業人生の中で発生する可能性があることを鑑み、このような事態となっても適切に自己管理できる力を養うとともに、適切な対人支援を行うことができる力を養うという教育的な意義も有している。

そのような観点も持ちながら、まずは実習生自身がどのような健康管理および行動上の管理を行っていくかについて指導する必要がある。感染リスクを減らすための健康管理及び行動上の管理については、表1に示すように多くの資料があるのでそちらを参照してほしい。

今回の感染症については、感染している無症状の若者が、知らない間に感染を広げるリスクが指摘されている。実習生の多くは若者であることを鑑み、実習開始前3週間及び実習期間においては、感染リスクを軽減するための行動上の配慮を行う必要があることの指導が重要となる。表2に具体的な行動上の配慮について挙げた。地域の感染状況によって、適切な指導を行ってほしい。なおこれらの行動上の管理については、人権上の配慮もしながら指導することは言うまでもない。

表1 新型コロナウイルス感染症について

-
- ① 内閣官房「新型コロナウイルス感染症対策について」¹⁾
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html
感染症予防のための対策や発症の疑いがある場合の対応について、イラスト入りのチラシや動画が多数掲載されている。実習生に必要なものをダウンロードし、指導に生かすことができる。英語版や中国語版なども用意されている。
 - ② 日本赤十字社「新型コロナウイルスの3つの顔を知ろう～負のスパイラルを断ち切るために～」
http://www.jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html
新型コロナウイルスの3つの性質について述べている。感染症への偏見を予防するためにもイラスト入りのわかりやすい資料である。
 - ③ 日本環境汚染学会「医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第2版)」
http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide2.pdf
医療機関での対応について説明した専門家向けの内容であるが、実習生として医療機関で実習を行うことを考えると、このレベルの情報にも目を通し、特に感染症予防に対してどのような考え方と方法で臨んでいるかを知ることは意義があると考えられる。
-

表2 感染症予防のための行動上の配慮

-
- ① 換気の悪い密閉空間を避ける
 - ② 多数が集まる密集集団を避ける
 - ③ 間近で会話や発声をする密接場面を避ける
* いわゆる「三密空間」への出入り禁止、出入りした場合は2週間の外出自粛
 - ④ 共同で用いる物品は消毒する
 - ⑤ 不要不急の外出を避ける
 - ⑥ 時差通学や移動をして満員電車を避ける
 - ⑦ 手洗い、うがい、咳エチケット、マスク着用などを心がける
 - ⑧ 規則正しい生活を営む
 - ⑨ 適切な睡眠、栄養バランスのよい食事をとる
 - ⑩ 毎日の検温を行い、記録をつける
 - ⑪ 体調がすぐれない時は、用事をキャンセルし自宅待機する
 - ⑫ 2週間以内の海外渡航者とは空間的に距離を置いて接する
 - ⑬ 家族や同居者に体調不良者がいた場合、空間的距離をおいて生活する
-

注) 地域の実情によって異なる部分もある

2. 感染者が発生した場合の対応

感染が疑われる場合の対応については、内閣官房²⁾に次のような記載がある。

-
- 風邪症状があれば、外出を控えていただき、やむを得ず外出される場合にはマスクを着用していただくようお願いします。
 - 次の症状がある方は(1)(2)を目安に「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。
 - (1) 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます。)
 - (2) 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある。
-

上記のことを参照しながら、実習生の感染疑いについては、本人の不安や罪悪感に配慮し、早めの申し出を労いながら実習の欠席、経過観察、健康管理、相談窓口への連絡について、本人が対応できるように助言、指導することが、実習科目担当教員には求められる。

実際に感染が確認された場合は、保健所等が発症以降の「濃厚接触者」調査を行うこととなる。保健所の指導に従って大学としての対応がなされる。感染症発症以降の期間に、実習を行っていた場合は、濃厚接触者の調査を実施する保健所等とも相談しながら、実習を行っていた実習施設への連絡も行うことになる。この連絡については、大学の保健管理部門等とも密に連絡を取りながら行うこととなる。

なお、文部科学省通知²⁾には、「大学等において、臨時休業や出席停止の指示等を行う場合については、単位認定、卒業及び課程の修了の認定又は学位の授与等に関し、補講・追試の実施やレポートの活用による学修評価等を通じて弾力的に対処することで学生の進学・就職等に不利益が生じないように配慮すること。」となっていることに留意したい。

実習生の家族に感染者が出た場合は、実習生が濃厚接触者に該当するか、保健所の判断をみながら、外出自粛などの行動制限を行うかどうかが判断されることとなる。また、家族に体調不調者がいた場合は、日本環境汚染学会とりまとめの注意点（表 3）に基づき対応するよう指導することが好ましいであろう。

表 3 感染症疑いの家族がいる場合の対応

-
- ① 感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
 - ② 感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方（1人が望ましい）にする
 - ③ できるだけ全員がマスクを使用する
 - ④ 小まめにうがい・手洗いをする
 - ⑤ 日中はできるだけ換気をする。
 - ⑥ 取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
 - ⑦ 汚れたりネン、衣服を洗濯する
 - ⑧ ゴミは密閉して捨てる
-

* 日本環境汚染学会とりまとめ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html

文 献

- 1) 内閣官房（2020）.「新型コロナウイルス感染症対策について」
http://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.htmlf
- 2) 文部科学省（2020）.「令和2年度における大学等の授業の開始等について」令和2年3月24日付通知
https://www.mext.go.jp/content/20200324-mxt_kouhou01-000004520_4.pdf